

東通地域包括支援センターひだまり運営規程

(令和 6 年 3 月 13 日 晃和会例規 313 号)

(事業の目的)

第 1 条 秋田市が設置し、社会福祉法人晃和会が受託運営する東通地域包括支援センターひだまり（以下、「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員及びその他の職員（以下、「職員」という。）が、介護保険法の理念に基づき、要支援状態にある高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下、「指定介護予防支援等」という。）を提供するとともに、地域包括ケアシステムの構築を目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 センターは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 センターは、事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 センターは、指定介護予防支援等の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 センターは、指定介護予防支援等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 センターは、事業の運営にあたっては、秋田市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

6 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 センターは、指定介護予防支援等の提供にあたっては、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(センターの名称及び所在地)

第 3 条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 東通地域包括支援センターひだまり

(2) 所在地 秋田県秋田市東通仲町 4 番 1 号 秋田拠点センターアルヴェ 5 階

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、秋田市が定める秋田市東1圏域(手形、手形山、東通、千秋久保田町)とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 職員の職種及び職務の内容は次のとおりとする。なお、員数については、各1名以上とし、管理者は(2)～(5)のいずれかの職種と兼務とする。

(1) 管理者(兼務)

管理者は、センターの専門職等の管理、指定介護予防支援等の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

(2) 保健師

(3) 社会福祉士

(4) 主任介護支援専門員

(5) 介護支援専門員

(2) から (5) の職員は、指定介護予防支援等の提供と必要な事務を行う。

(6) 事務員

事務員は必要な庶務及び会計を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日(振替休日を含む。)及び年末年始(12月29日から1月3日までは除く。)緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第7条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

(1) センターの公正・中立性の確保に関すること

(2) センターの職員の確保に関すること

(センターの基本機能)

第8条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

(1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通的基盤整備)

(2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問による実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止など高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)

(3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

(4) 予防給付、新たな介護予防・日常生活支援総合事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(利用契約)

第9条 センターは、指定介護予防支援等の実施にあたっては、サービス利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付し説明を行い、同意を得たうえで契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第10条 センターは、介護予防支援等の提供を求められた場合には、その者が提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間等を確認することとする。

(指定介護予防支援等の提供方法、内容)

第11条 職員は、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）」（以下「支援計画書」という。）を作成するとともに、当該支援計画書に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

2 指定介護予防支援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 支援計画書の作成または変更
- (2) 支援計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）
- (3) 支援計画の評価

3 職員は、支援計画書原案の作成にあたり実施するアセスメント（支援すべき課題の把握と分析）は、利用者およびその家族等との面談、基本情報や基本チェックリスト、生活機能評価、主治医意見書等から行うものとする。

4 職員は、次の場合に、支援計画の作成のために支援計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下、「担当者」という。）を招集してサービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、当該支援計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- (1) 支援計画を新規に作成する場合
- (2) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
- (3) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (4) サービスの変更等必要な場合

5 前項のサービス担当者会議の開催場所は、利用者の自宅又はセンターの会議室、介護予防サービス事業者が設置する事業所内で行う。

6 モニタリングは、サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回並びにサービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して行う。なお、利用者の居宅を訪問しない月は、可能な限りサービス事業者等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努め、面接ができない場合にあっては電話等により利用者との連絡を実施する。

7 モニタリングの結果は、少なくとも1月に1回はその結果を記録する。

8 職員は、介護予防サービス事業者等に対して、支援計画に基づき、指定介護予防サービス事業者が作成すべき個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等

に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。

- 9 職員は、介護予防サービス計画の作成後、支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて支援計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 10 職員は、支援計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、支援計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行う。
- 11 職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 12 職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者に対し必要な情報を提供する。
- 13 職員は、利用者が自立（非該当）と判定された場合には、介護保険の地域支援事業の介護予防事業の情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行う。

（記録の整備保存）

第12条 センターは、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

- 2 センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

（事業の委託）

第13条 センターは、介護保険法の定める指定介護予防支援等を行うにあたって課題把握、介護支援計画の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を利用者の同意を得たうえで他の居宅介護支援事業所に委託することができるものとする。

- 2 前項の委託する場合には、適切かつ効率的に支援業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量並びに特定の事業所に偏らないように配慮する。

（勤務体制等）

第14条 センターは、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう体制を組むこととする。

- 2 センターは、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。
- 3 職員は、法人の定める職員行動指針に示す項目を遵守し、職務の精励に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第15条 センターは、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 センターは、職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 センターは、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

（虐待防止のための措置）

第16条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるもの

とする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 センターは、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（苦情の処理）

第17条 センターは、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者またはその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（事故発生時の対応）

第18条 センターは、利用者に対するサービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとする。
- 3 センターは、前項に対応するため、損害賠償保険に加入するものとする。

（緊急時等における対応）

第19条 センターは、利用者に対するサービス提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師及び家族等に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 第1項に示す事態に直面した職員は、速やかに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第20条 センターは、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたてる。

- 2 職員は、ひだまりサービスセンターが実施する定期的な避難訓練などを積極的に参加する。

（業務継続計画の策定等）

第21条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職員の質の確保)

第22条 センターは、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

(職場におけるハラスメント)

第23条 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(掲示)

第24条 センターは、運営規程の概要・職員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、見やすい場所に掲示する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年12月26日から施行する。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。